

京都市告示第673号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年3月8日

京都市長 門川 大作

令和5年5月15日（月）、同月17日（水）、同月18日（木）、10月27日（金）、同月28日（土）、同月29日（日）及び同月30日（月）を臨時休所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）